

三重県公報

平成29年10月3日(火)

第 2943 号

毎週火・金曜日発行

			目		次	_				
(番号)		(題	图 名)			_		(担当)		(頁)
	告	示								
682	土壤汚染丸	†策法に基づく	要措置区域	或の指定の	解除		(大気	水環境	〔課)	2
683	土壤汚染丸	†策法に基づく	形質変更剛	寺要届出区	域の指定	の解除	(同)	2
684	大規模小売	尼店舗立地法の	規定による	る意見の概	要			企業・サー 振興課)	ービ	2
685	同件						(司)	3
686	土砂災害警	P戒区域の指定	• -				(防災	泛砂防	課)	3
687	同件						(同)	3
688	土砂災害警	 	砂災害特別	川警戒区域	の指定		(同)	4
689	同件						(司)	4
	選管	告 示								
74	不在者投票	厚のできる施設	:の指定の-	一部を改正	する告示		(選挙	管理委員	(会)	9
75	政治資金規	見正法の規定に	よる政治国	団体の届出			(同)	10
76	政治資金規	見正法の規定に	よる資金管	管理団体の	指定の届	出	(同)	11
77	政治団体の)平成27年中の	収支に関す	ける報告書	の要旨の	公表	(同)	11
	公	告								
	国土調査に係る成果の認証		証				(水資》 ジェク	原・地域: ト課)	プロ	12
	土地改良区	区役員の退任及	び就任の帰	量出			(農地	也調整	課)	12
	公共測量を	実施する旨の	通知				(公)	共用 地	課)	13
	公共測量が	ぶ終了した旨の	通知				(同)	13
	県営住宅の	入居希望者の	募集				(住年	三政 策	課)	13
	正	誤								
	平成19年5	月7日付け三重	県公報第1	877 号			(都市	万政策	課)	15

告 示

三重県告示第 682 号

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第6条第4項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、 当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ず ることが必要な区域(以下「要措置区域」という。)の指定を解除するので、同条第5項において準用する同条第 2項の規定により、次のとおり告示します。

平成 29 年 10 月 3 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

1 指定を解除する要措置区域

平成 28 年三重県告示第 399 号により指定した区域(三重郡朝日町大字縄生字赤見田 2121 番 1 の一部、三重郡朝日町大字縄生字赤見田 2121 番 3 の一部及び三重郡朝日町大字縄生字赤見田 2121 番 4 の一部)

2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類

シス-1,2-ジクロロエチレン

トリクロロエチレン

3 講じられた指示措置等

土壌汚染の除去(基準不適合土壌の掘削による除去)

三重県告示第 683 号

土壌汚染対策法(平成 14 年法律第 53 号)第 11 条第 2 項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)の指定を解除するので、同条第 3 項において準用する同法第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり告示します。

平成 29 年 10 月 3 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

1 指定を解除する形質変更時要届出区域

平成 28 年三重県告示第 400 号により指定した区域(三重郡朝日町大字縄生字赤見田 2121 番 1 の一部、三重郡朝日町大字縄生字赤見田 2121 番 3 の一部及び三重郡朝日町大字縄生字赤見田 2121 番 4 の一部)

- 2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類
 - ポリ塩化ビフェニル
- 3 講じられた除去等の措置

土壌汚染の除去(基準不適合土壌の掘削による除去)

三重県告示第 684 号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による届出(大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更)に対して同法第8条第1項の規定により伊勢市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

平成 29 年 10 月 3 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 伊勢ショッピングセンター

伊勢市楠部町乙 160-2

- 2 伊勢市から聴取した意見
 - 意見なし
- 3 意見の縦覧場所
 - 三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間

平成29年10月3日から同年11月6日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 685 号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による届出(大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名の変更)に対して同法第8条第1項の規定により伊勢市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

平成 29 年 10 月 3 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ伊勢御薗店

伊勢市御薗町長屋字清水 3103 番1ほか16筆

2 伊勢市から聴取した意見

意見なし

3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

平成 29 年 10 月 3 日から同年 11 月 6 日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 686 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の 規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域に指定します。

平成 29 年 10 月 3 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
北浦	伊勢市二見町三津 (詳細は次の図のとおり)	土石流
丸山	伊勢市二見町茶屋 (詳細は次の図のとおり)	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、伊勢建設事務所及び伊勢市役所に備え置いて縦覧に供します。

三重県告示第 687 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の 規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域に指定します。

平成 29 年 10 月 3 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
海戸谷川	松阪市大石町 (詳細は次の図のとおり)	土石流
ネギ谷	松阪市大石町 (詳細は次の図のとおり)	土石流
田越	松阪市大石町 (詳細は次の図のとおり)	土石流
チョン谷	松阪市大石町 (詳細は次の図のとおり)	土石流
滝谷川	松阪市大石町 (詳細は次の図のとおり)	土石流
太平川	松阪市小片野町 (詳細は次の図のとおり)	土石流

			1
よし谷	松阪市六呂木町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	
瀬戸谷川	松阪市六呂木町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、松阪建設事務所及び松阪市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 688 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定します。

平成 29 年 10 月 3 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

		二	[県 知 事 鈴 木 英 敬
区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種 類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止 対策の推進に関する法律施行令(平成 13 年政令第 84 号)第 4 条に規定する衝撃に 関する事項
江	伊勢市二見町江 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
明神前	伊勢市二見町江 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
江山	伊勢市二見町江 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
子ヶ谷	伊勢市二見町茶屋 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
滝坪谷	伊勢市二見町茶屋 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
茶屋 1	伊勢市二見町茶屋 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
茶屋 2	伊勢市二見町茶屋 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
江1	伊勢市二見町江 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
江 2	伊勢市二見町江 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
溝口1	伊勢市二見町溝口 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
山田原1	伊勢市二見町山田原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三津 1	伊勢市二見町三津 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
光の街1	伊勢市二見町光の街 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三津 2	伊勢市二見町三津 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三津 3	伊勢市二見町三津 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
光の街 2	伊勢市二見町光の街 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、伊勢建設事務所及び伊勢市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 689 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定します。

平成 29 年 10 月 3 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種 類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止 対策の推進に関する法律施行令(平成 13 年政令第 84 号)第 4 条に規定する衝撃に 関する事項
弓谷川	松阪市大石町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
奥殿川	松阪市大石町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
オイモ谷川	松阪市大石町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
大城川	松阪市大石町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
岩の谷	松阪市大石町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
イゴキバラ	松阪市大石町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
北鉄谷川	松阪市大石町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
谷川 1	松阪市大石町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
谷川 2	松阪市大石町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
谷川 3	松阪市大石町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
谷川 4	松阪市大石町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
谷の奥1	松阪市大石町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
谷の奥 2	松阪市大石町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
不動川	松阪市大石町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
足谷	松阪市小片野町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
いなり谷川	松阪市茅原町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
南の谷	松阪市六呂木町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
谷田川	松阪市六呂木町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
寺海戸谷川	松阪市六呂木町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
半三郎谷	松阪市六呂木町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
半三郎谷川	松阪市六呂木町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
瀬戸谷	松阪市六呂木町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
吉谷川1	松阪市六呂木町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
吉谷川 2	松阪市六呂木町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
フクラ谷	松阪市飯高町下滝野 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

İ	1	l	1
奥の谷	松阪市飯高町下滝野 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
野々口谷川	松阪市飯高町野々口 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西浦谷川	松阪市飯高町赤桶 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
柳瀬谷川	松阪市飯高町赤桶 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
宇栗子谷	松阪市飯高町赤桶 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
日之谷	松阪市飯高町赤桶 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
猪の谷	松阪市飯高町赤桶 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
庄司谷	松阪市飯高町赤桶 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
杉又川	松阪市飯高町赤桶 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西村谷川	松阪市飯高町赤桶 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
伊予原川	松阪市飯高町赤桶 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
たもの木谷	松阪市飯高町赤桶 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
庄司谷川1	松阪市飯高町赤桶 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
庄司谷川 2	松阪市飯高町赤桶 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
橋本谷川	松阪市飯高町赤桶 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
赤桶-1	松阪市飯高町赤桶 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
灰鹿野谷川	松阪市飯高町赤桶 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
嶋橋谷川	松阪市飯高町赤桶 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
中村谷川	松阪市飯高町赤桶 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
中津又谷	松阪市飯高町赤桶 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
赤桶-2	松阪市飯高町赤桶 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
北垣戸谷川	松阪市飯高町赤桶 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
大石1	松阪市大石町・小片野町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大石 2	松阪市大石町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大石3	松阪市大石町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大石 4	松阪市大石町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大石 5	松阪市大石町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

l	I	I	1
大石 6	松阪市大石町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大石 7	松阪市大石町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大石 13	松阪市大石町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大石 16	松阪市大石町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大石 21	松阪市大石町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大石 22	松阪市大石町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大石 11	松阪市大石町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大石 12	松阪市大石町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大石 14	松阪市大石町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大石 15	松阪市大石町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大石 17	松阪市大石町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大石 18	松阪市大石町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大石 19	松阪市大石町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大石 20	松阪市大石町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
松阪 248	松阪市大石町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
松阪 249	松阪市大石町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小片野 1	松阪市小片野町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小片野 2	松阪市小片野町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上出	松阪市小片野町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小片野 6	松阪市小片野町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小片野 3	松阪市小片野町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小片野 5	松阪市小片野町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六呂木 1	松阪市六呂木町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六呂木 2	松阪市六呂木町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六呂木 3	松阪市六呂木町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六呂木 5	松阪市六呂木町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六呂木 6	松阪市六呂木町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
			•

	1		
六呂木 8	松阪市六呂木町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六呂木 9	松阪市六呂木町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六呂木 10	松阪市六呂木町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六呂木 12	松阪市六呂木町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
松阪 239	松阪市六呂木町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六呂木 14	松阪市六呂木町・茅原町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中之郷 I -1	松阪市飯高町下滝野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
虻野Ⅱ- 2	松阪市飯高町下滝野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
矢の詰Ⅱ-1	松阪市飯高町下滝野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
新田Ⅱ-2	松阪市飯高町下滝野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
堂山	松阪市飯高町宮前 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西出	松阪市飯高町宮前 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神殿	松阪市飯高町宮前 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
宮前 I -1	松阪市飯高町宮前 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
木地小屋Ⅱ-1	松阪市飯高町宮前 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
木地小屋Ⅱ-2	松阪市飯高町宮前 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
宮前Ⅱ-1	松阪市飯高町宮前 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
木地小屋Ⅱ-3	松阪市飯高町宮前 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
野々口1	松阪市飯高町野々口 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
赤桶 1	松阪市飯高町赤桶 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
東又1	松阪市飯高町赤桶 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
奥 1	松阪市飯高町赤桶 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西奥 I -1	松阪市飯高町赤桶 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
赤桶 I −1	松阪市飯高町赤桶 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
赤池 I -1	松阪市飯高町赤桶 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
向赤桶 I −1	松阪市飯高町赤桶 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
片栗子 I −1	松阪市飯高町赤桶 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

西奥Ⅱ-1	松阪市飯高町赤桶 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西奥Ⅱ-2	松阪市飯高町赤桶 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西奥Ⅱ-4	松阪市飯高町赤桶 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西奥Ⅱ-5	松阪市飯高町赤桶 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西奥Ⅱ-7	松阪市飯高町赤桶 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
片栗子Ⅱ-1	松阪市飯高町赤桶 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
東又Ⅱ-1	松阪市飯高町赤桶 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
東又Ⅱ-2	松阪市飯高町赤桶 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
東又Ⅱ-3	松阪市飯高町赤桶 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
東又Ⅱ-4	松阪市飯高町赤桶 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
東又Ⅱ-5	松阪市飯高町赤桶 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
東又Ⅱ-6	松阪市飯高町赤桶 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
赤池Ⅱ-1	松阪市飯高町赤桶 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
宇栗子Ⅱ-1	松阪市飯高町赤桶 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
宇栗子Ⅱ-2	松阪市飯高町赤桶 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
谷出Ⅱ-1	松阪市飯高町赤桶 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
片栗子Ⅱ-2	松阪市飯高町赤桶 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
片栗子Ⅱ-3	松阪市飯高町赤桶 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西奥Ⅱ-8	松阪市飯高町赤桶 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
赤桶 Ⅱ-1	松阪市飯高町赤桶 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
赤池Ⅱ-2	松阪市飯高町赤桶 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
作滝 1	松阪市飯高町作滝 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
作滝Ⅱ-1	松阪市飯高町作滝 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、松阪建設事務所及び松阪市役所に備え置いて縦覧に供します。)

選管告示

三重県選挙管理委員会告示第74号

不在者投票のできる施設の指定(昭和54年三重県選挙管理委員会告示第11号)の一部を次のように改正しま す。

平成 29 年 10 月 3 日

三重県選挙管理委員会委員長 髙 木 久 代

老人ホームの項中

「松阪市桜町 35 番地 社会福祉法人慈徳会特別養護老人ホームさくらの郷 」を

「松阪市桜町 35 番地 社会福祉法人慈徳会特別養護老人ホームさくらの郷

松阪市嬉野算所町 488 小規模特別養護老人ホームむつみ園 に改める。

三重県選挙管理委員会告示第 75 号

政治資金規正法 (昭和 23 年法律第 194 号) 第 6 条第 1 項の規定による政治団体の設立の届出及び第 7 条第 1 項の規定による政治団体の届出事項の異動に係る届出がありましたので、同法第7条の2第1項の規定に基づき 公表します。

第二選挙区支部

	平成 29 年 10 月 3 日						三重県選		会委員長	髙	木	久	代
1	政治団体の設立												
	政治団体の名称	代表	表者の	の氏名	5	会計責 名	任者の」	氏 主たる	事務所の所在	E地	届出	年月日	備考
	岡村てつお後援会	家	崎	寛	明	世古	照	北牟婁和 4	郡紀北町相賀	₹ 265-	平成 9月	29 年 4 日	
	住みよい街づくり を考える会	吉	田	博	康	山本	ちずう	2 津市藤	方 1668			29 年 22 日	
	ヒロガキトモタカ サポーターズ	増	井	義	久	北村	陽	^左 伊勢市?	宮川 2-5-15			29 年 24 日	
2	届出事項の異動												
	政治団体の名称	代表	表者の	の氏名	Š	異動事 項		新	旧		異動	年月日	備考
	自由民主党嬉野支	Ш	端	郁	生	主たる	松阪	市嬉野井之	松阪市嬉!	野町野	平成	29 年	政党
	部					事務所	上町	328	田町 30-3	0	5 月	21 日	
						の所在							
						地							
						代表者	JII :	端 郁 生	小 堀	峯 男			
						会計責	長谷	川 敏	吉尾	寿 一			
						任者							
	自由民主党三重県	片	畄		均	主たる	津市	栄町 2-410	津市広明	叮 345	平成	29 年	政党
	歯科技工士支部					事務所					8月	4 日	
						の所在							
						地							
	自由民主党三重県	嶋	田	幸	司	政治団	自由.	民主党三重	自由民主	党三重	平成	29 年	政党
	衆議院支部					体の名	県衆	議院支部	県第三選	挙区支	9月	1 目	
						称			部				
	自由民主党三重県	田	村	憲	久	政治団	自由.	民主党三重	自由民主	党三重	平成	29 年	政党
	第一選挙区支部					体の名	県第·	一選挙区支	県第四選	挙区支	9月	1 目	
						称	部		部				
						主たる	津市	博多町 5-	松阪市茶	と 与 町			
						事務所	63		28-2				
						の所在							
						地							
	自由民主党三重県	Ш	崎	\equiv	郎	政治団	自由.	民主党三重	自由民主	党三重	平成	29 年	政党

体の名 県第二選挙区支 県第一選挙区支 9月 1日

代表者 鈴木晶博 前田和賢 会計責 亀 井 貴 彦 小倉勇人

任者

橋爪まさよし後援 小川満久 主たる 志摩市大王町畔 志摩市阿児町鵜 会

事務所 名柿ノ木 898-5 8月13日 方 2944-247

平成 29 年

の所在

地

三重県選挙管理委員会告示第76号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第2項の規定による資金管理団体の指定の届出がありまし たので、同法第19条の2第1項の規定に基づき公表します。

平成 29 年 10 月 3 日

三重県選挙管理委員会委員長 髙 木 久 代

資金管理団体の届出 公職の種類 資金管理団体の名称 主たる事務所の所在地 指定年月日

をした者 (代表者)

の氏名

吉田博康 市議会議員 住みよい街づくりを 津市藤方 1668 平成 29 年

> 8月1日 考える会

三重県選挙管理委員会告示第 77 号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の平成27年中の収支に関す る報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成 29 年 10 月 3 日

9,200円

0 円

三重県選挙管理委員会委員長 髙 木 久 代

対話で作ろう!伊賀の会

報告年月日

平成29年4月7日

1 収入総額 前年繰越額

9,200円 支出総額

> 公 告

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証し ました。

平成 29 年 10 月 3 日

三重県知事 英 敬 鈴 木

調査を行った者の名称

鳥羽市

調査を行った期間

平成 27 年 9 月から平成 29 年 2 月まで

鳥羽市相差町(相差10)の地籍図及び地籍簿

調査を行った地域

鳥羽市相差町地内

認証年月日

平成 29 年 9 月 22 日

土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 18 条第 16 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就 任の届出がありました。

平成 29 年 10 月 3 日

三重県知事 木 英 鈴 敬

寺井土地改良区(松阪市笹川町 1676 番地 2)

退任理	事					
松阪市	笹川田	丁 2163 番地	錦		秀	_
"	"	1633 番地	長	島		昶
"	IJ	1641 番地	安	保	隆	司
"	IJ	2164 番地	仙	田	昇	$\vec{-}$
"	IJ	1513 番地	中	島		潔
"	"	1518 番地	中	Щ	伸	之
"	"	1372 番地	辻	畄	_	壽
"	"	2166 番地 1	中	村	保	之
退任監	事					
松阪市	笹川田	丁1636 番地	Щ	本		勲
"	"	1457 番地	松	田	和	明
就任理	事					
松阪市	笹川田	丁 2163 番地	錦		秀	_
"	"	1633 番地	長	島		昶
"	"	1641 番地	安	保	隆	司
"	"	1513 番地	中	島		潔
"	"	1518 番地	中	Щ	伸	之
"	"	1372 番地	辻	畄	_	壽

平成29年10月3日 松阪市笹川町 2166 番地 1 中村保之 " 2164 番地 仙 田 就任監事

三重県公報

松阪市笹川町 1636 番地 〃 // 1360番地 山本 勲 村 山 公

第 2943 号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量 を実施する旨、三重県市町総合事務組合管理者から通知がありました。

平成 29 年 10 月 3 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

1 作業種類

公共測量(撮影·写真地図作成)

作業期間

平成29年10月1日から平成30年5月31日まで

作業地域

三重県全域

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量 が平成29年9月8日に終了した旨、国土交通省中部地方整備局木曽川下流河川事務所長から通知がありました。 平成 29 年 10 月 3 日

> 三重県知事 鈴 木 英 敬

1 作業種類

公共測量(基準点測量)

2 作業地域

桑名市

公営住宅法 (昭和 26 年法律第 193 号) 第 22 条第 1 項の規定により、県営住宅の入居希望者の募集を次のとお り行います。

平成 29 年 10 月 3 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

1 受付期間

平成29年10月3日(火)から同月31日(火)まで郵送のみによる受付を行い、受付期間内の消印のみ有 効とします。ただし、応募者数が募集戸数に満たなかった県営住宅については、平成29年12月6日(水)ま で随時申込みを受け付けます。

2 受付場所

受付は、郵送のみによって受け付けます。受付期間内に希望する団地の指定管理者宛てに申込書を郵送して ください。

北勢ブロック 鈴鹿亀山不動産事業協同組合

〒510-0253 三重県鈴鹿市寺家町 1085-1

中勢伊賀ブロック 伊賀南部不動産事業協同組合

〒514-0008 三重県津市上浜町1丁目5-1エトアール津102

南勢ブロック・東紀州ブロック 三重県南勢地区管理事業共同体

〒514-0008 三重県津市上浜町1丁目5-1エトアール津102

3 募集する県営住宅及び戸数

ブロック名	地 区 名	県 営 住 宅 名	戸 数(優先戸数)
	桑名	川成 (一般)	1
	川越	豊田一色 (一般)	1

	北勢ブロック		高見ヒルズ (一般)	1
			あこず (高齢者)	1
			あこず (一般)	1
		四日市	笹川 (子育向)	2
			笹川 (高齢者・単身可)	3
			笹川 (一般・単身可)	2
			笹川 (一般)	1
			笹川第二 (一般)	2
			河原田 (高齢者)	1
			河原田 (一般)	1
			高岡山杜の郷 (一般)	3 (1)
		AA H**	桜島 (身障者)	1
		鈴鹿	桜島(高齢者)	1
			桜島 (一般)	3 (1)
		亀山	鹿島 (一般・単身可)	1
	中勢伊賀ブロック		千里 (一般・単身可)	2
			サンシャイン千里 (一般)	5 (1)
			白塚 (高齢者)	1
			白塚 (一般)	1
		津	一身田(身障者)	1
			一身田 (一般)	1
			神戸(高齢者・単身可)	1
			結城 (高齢者・単身可)	1
			新町 (高齢者)	1
			服部 (高齢者・単身可)	1
		伊賀	木根 (一般)	1
			カーサ上野 (一般)	2
	南勢ブロック		大黒田 (一般・単身可)	1
			五反田 (一般)	1
			粥田 (一般・単身可)	2
		松阪	和屋(身障者)	1
			和屋(一般)	2
			上川第二 (一般)	2
			エスペラント末広 (一般)	2
		伊勢	辻久留 (一般)	1
			旭(高齢者・単身可)	1
			旭(一般)	1
			城田 (一般・単身可)	1
			西豊浜 (一般)	1
			五十鈴川 (一般)	1
		鳥羽	安楽島(一般・単身可)	1
t		尾鷲	古江(一般・単身可)	1
	東紀州ブロック		井戸 (一般・単身可)	1
		熊野		

表中の(優先戸数)は、母子・父子世帯、障がい者世帯、多子世帯等が対象となります。

4 入居資格

(1) 現在住宅に困っていることが明らかな者で、同居しようとする親族(婚姻予定者を含みます。)があること(単身入居が可能な場合があります。)。

井土 (一般・単身可)

- (2) 三重県営住宅条例(平成9年三重県条例第52号)第6条に規定する収入基準を満たしていること。
- (3) 次に掲げるいずれにも該当しないこと。
 - ア 過去に県営住宅に入居していた者で、現在、家賃、駐車場使用料、損害賠償金又は遅延損害金を滞納しているもの
 - イ 過去に県営住宅に入居していた者で、消滅時効の援用・自己破産による免責等で家賃、駐車場使用料、 損害賠償金又は遅延損害金の支払を免れたことがあるもの

- ウ ア又はイに掲げる者と同居していた者(ただし、当該同居の際に成年であった者に限ります。)
- エ イに掲げる者の連帯保証人であった者
- (4) 申込者及び同居予定者が次に掲げるいずれにも該当しないこと。
 - ア 過去において県営住宅等に入居し、住宅の明渡しの請求を平成28年4月1日以後に受けた場合であって、明渡しの請求を受けたときの明渡しの期限までに当該住宅を明け渡したときは、明渡しを行った日の翌日から2年を経過していないこと。
 - イ 過去において県営住宅等に入居し、住宅の明渡しの請求を平成28年4月1日以後に受けた場合であって、明渡しの請求を受けたときの明渡しの期限までに当該住宅を明け渡さなかったときは、明渡しを行った日の翌日から4年を経過していないこと。
 - ウ ア又はイに掲げる者と同居していた者のうち、当該住宅の明渡しの原因となった行為をした者(当該行為をしたとき成年であった者に限ります。)が入居しようとする場合又は同居しようとする者に含まれる場合にあっては、当該住宅の明渡しのあった日の翌日から2年を経過していないこと。
 - エ 県営住宅の借上げ期間の満了に伴い、住宅の明渡しの請求を平成28年4月1日以後に受けた場合であって、知事が指定する期限までに当該住宅を明け渡さなかったときは、明渡しを行った日の翌日から2年を経過していないこと。
- (5) 地方税を滞納していないこと。
- (6) 連帯保証人を2人立てること。
- (7) 暴力団員でないこと(同居しようとする親族も含みます。)。
- 5 その他

詳細は、各ブロックの指定管理者又は三重県県土整備部住宅政策課住宅管理班(電話 059-224-2703) までお問い合わせください。

北勢ブロック 鈴鹿亀山不動産事業協同組合 (電話 059-373-6802)

中勢伊賀ブロック 伊賀南部不動産事業協同組合 (電話 059-221-6171)

南勢ブロック・東紀州ブロック 三重県南勢地区管理事業共同体 (電話 059-222-6400)

正 誤

平成19年5月7日付け三重県公報第1877号に登載しました、都市計画の図書の写しの縦覧の公告中

ページ 行 誤 正

15 下から 15 紀伊長島都市計画ごみ焼却場 紀伊長島都市計画ごみ処理場

15 下から14 第1号 紀伊長島ごみ焼却場 第1号 紀伊長島ごみ処理場

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地

三重県総務部法務·文書課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 http://www.pref.mie.lg.jp/